

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

<現状>

<保健所の業務が逼迫している地域>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】
学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・ 設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・ 感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・ 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。
- ・ 学校医に状況を共有する。

【設置者から保健所に相談】
設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】
保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

【保健所業務の補助】
保健所からの要請があった場合等において、当該ガイドラインに基づき、学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成（学校だけでの対応が困難な場合、県教育委員会の保健師を派遣又は遠隔での支援を実施）。
学校は上記リストを保健所へ提供。
上記リストを踏まえ、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、必要に応じて学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業